

【用語】絹買—桐生で生産された太絹・平絹を買集め、江戸の織物問屋などに売却する商人 仲間—同業者、組の者 分散—代金が支払えず破産すること 絹札—買札ともいい、桐生絹市で買手が機屋に発行した現金との引替え札 諷議—風儀、様子、ならわし 市立—市場を開くこと 精々—できるだけ、つとめて 身代限り—負債の支払いに全財産をあてること

【解説】桐生織物業の発展に伴い分業体制が整い、各業者の仲間が順次成立するなかで、桐生織物の流通をになう買次仲間は産地内に絶大な影響力をもつ存在であった。買次仲間の成立年次の確定はできないが、少なくとも享保十六年（一七三二）の絹市立て替え紛争の時には結成されていた。厳密には絹織物と綿織物の仲間があったが、その構成員はおおむね重複する一方、取引きの大半が絹織物であることから、一般的には「絹買仲間」あるいは「買次仲間」と呼ばれた。買次仲間は構成員に対する規制力をもつと同時に、他の業者にも一定の規制力をもっていた。たとえば、織屋に対しては主として製品の企画上から規制を加えており、違反者には取引き停止などの措置を取り決めている。

ところで、市での織屋との織物取引（絹の買い付け）には絹札が用いられるようになり、すでに一八世紀末の頃「似せ札」「捨札」などの不正が問題となり、寛政三年（一七九二）正月にはその対応策を取り決めている。一方、絹買のなかにはこの信用取引を悪用し、資力を超えた多量の絹を買い付け、その結果として絹札の決済をめぐるトラブルも発生した。この文書は天保十二年（一八四二）七月、こうした事件の決着にあたり、絹買仲間が取引きの勘定を仲間で処理することを誓約した請書である。